

利用登録等の手続きについて

1 利用登録の基準

放課後児童クラブを利用できる児童は、小学校に就学している児童およびそのほか健全育成上、保育を必要とする児童であって、その保護者が次の各号のいずれかに該当する家庭が基準となります。

- ①（居宅外労働） 昼間家庭の外で仕事をしていること
 - ②（居宅内労働） 昼間家庭内で家事以外の仕事をしていること
 - ③（出産） 妊娠中または出産後間がないこと
※ 出産予定月の2カ月後の月末で退所となります。
 - ④（疾病等） 疾病等の状態にある、または障害（身体・精神）を有していること
 - ⑤（病人の看護等） 長期間にわたって、疾病または障害（身体・精神）を有する同居の親族を常時介護していること
 - ⑥（災害） 震災、火災その他の災害の復旧にあたっていること
 - ⑦（その他） ①から⑥に類する状態にあると認められること
- ※ 基準を満たしていても、定員に空きがない場合、または申込者が多数いる場合は利用できないことがありますので、ご了承ください。

2 利用申込に必要な書類

- (1) 放課後児童クラブ利用登録申込書（児童1人につき1枚提出が必要です）
- (2) 保育に欠ける理由を証する書類

児童と同居し、または同一生計を営む父母、祖父母（70歳未満の方）等の親族が、保育できないことを証明する書類です。それぞれの方につき、次に掲げるものうちいずれかを、利用申込時に提出してください。

なお、この証明書類は、児童を2人以上申し込む場合であっても、1部で結構です。保育園にも申し込んでいる場合は、保育園申込みに添付された証明書等の写しで確認しますので、その旨お申し出ください。

① 働いているかた、働くことが決まっているかた

在職証明書、就労状況申告書（農業・漁業用）、自営業申立書等

- * 産休または育休明けの場合は、所定の欄に産休・育休期間を記入してください。

② 仕事以外の理由で保育できないかた（求職活動中を除く。）

保育に欠ける申立書（労働以外）に理由により次の書類等を添付

ア 疾病等の場合：医師の診断書または医療機関名が記載された領収書や診察券等の写し

イ 母親の出産の場合：母子手帳の表紙と出産予定日が記入してあるページの写し

- ※ 母親の出産の場合、出産予定月から2カ月を迎えた月の末日で退所となります。出産予定月を過ぎて翌月に出産した場合は、この限りではありませんので、生活環境課へご連絡ください。

- ウ 障害者手帳、療育手帳をお持ちの場合：障害者手帳または療育手帳の写し
- エ 病人等の看護の場合：医師の診断書または医療機関名の入った領収書や診察券等の写し
- オ 学生の場合：学生証の写し、合格証明書及び時間割などの写し
- ※ 求職活動中の事由での申請はできませんのでご注意ください。
- ※ 虚偽の申し込みがなされた場合、その申し込みは無効となります。
利用登録承諾後においても、その承諾は取り消されます。

3 利用申込の受付

(1) 平成27年4月から利用希望のかた

受付期間は、平成27年1月28日（水）から平成27年2月6日（金）です。

利用の可否は2月下旬にお知らせします。

(2) 年度途中（5月以降）の利用希望のかた

利用開始は原則月の初日からとなります。

利用希望月の前月15日までに申込書提出

（土曜日、日曜日、祝日を除く。15日が休業日の場合は翌日）

※ 利用登録の有効期限は最大翌年3月末までです。翌年度も利用登録を希望される場合には、新たに申込みが必要になります。

申請書類は田野畑村所定のものをご利用ください。

4 利用登録の決定

保護者の方から提出していただいた申込書類等に基づき、保育の必要性の高い世帯（児童）から登録者を決定します。（小学校1～6年生までの児童のうち学年が低い方ほど優先とし、かつ保育の必要性が高い方ほど優先となります。）

また、定員以上の申込みがあった場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことがあります。

※ 利用の可否は申込み順ではありません。

5 利用登録を抹消するには

家庭の事情等により放課後児童クラブの登録を抹消する場合には、抹消する月の前月末までに生活環境課に「放課後児童クラブ児童異動届」を提出し、放課後児童クラブにも抹消する旨をお伝えください（「放課後児童クラブ児童異動届」は生活環境課及び放課後児童クラブにあります）。

月の途中で登録を抹消する場合であっても、月額の利用料を納めていただくことになります。

6 申し込み・利用登録後の注意点

(1) 世帯状況の変更（村内転居、結婚、離婚）

「放課後児童クラブ児童異動届」を生活環境課にご提出ください。

（「異動届」は生活環境課又は放課後児童クラブにあります。）

(2) 就労状況の変更

「在職証明書・自営申立書等」を生活環境課に再度ご提出ください。

(3) 放課後児童クラブの申込みを取下げの場合

家庭の事情等により申込を取下げの場合には、その旨を生活環境課へ文書（様式任意）によりご連絡ください。